

県南広域振興局長告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成18年9月8日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

| 施術者の氏名 | 施術者の開設する施術所 |                     | 指定年月日      |
|--------|-------------|---------------------|------------|
|        | 名 称         | 所在地                 |            |
| 花岡 昭宏  | はなおか接骨院     | 奥州市水沢区姉体町字北白山<br>10 | 平成18年8月25日 |